

## 木津川市社会福祉協議会組織運営検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、木津川市社会福祉協議会定款に掲げる事業の目的達成のため、木津川市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の組織運営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、健全な事業運営に資するために必要な事項に関して、協議検討する。

### (組織)

第3条 委員会には、委員10名以内をもって組織し、その委員には社協理事、評議員のうち、次に掲げる者を社協会長が委嘱する。

- (1) 正副会長 4名
- (2) 理事(各支所1名) 3名
- (3) 評議員(各支所1名) 3名

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、木津川市社会福祉協議会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年10月25日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。